

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】金融審議会「資産運用に関するタスクフォース」（第3回）の
開催について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

金融庁は2023年11月6日、金融審議会「資産運用に関するタスクフォース」（第3回）
を開催しました。

詳細は、以下の金融庁HPをご参照ください。

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sisan-unyo/siryoku/20231106.html

企業年金に関しては、事務局説明資料において、以下の記載がございました。

<事務局説明資料 18～20頁>（金融庁HP 掲載資料3を基に記載）

※当該部分は、2023年10月27日に開催された「第2回資産運用立国分科会」に
おいて、厚生労働省より提示されたものの抜粋。資料において、以下論点については、
社会保障審議会企業年金・個人年金部会等において次期制度改正に向けた議論とあわ
せて検討が進められているところであるが、本分科会（資産運用立国分科会）でも議論
をお願いしたい、との趣旨の記載あり。

1. 企業年金の改革の方向性（確定給付企業年金（DB））

・運用力の向上

（施策案の例：受益者の最善の利益を達成するため、規模・特性に応じた運用
受託機関の適切な選択や定期的な点検・見直し、より適切な運用に向けた専
門性の向上のための取組）

- ・共同運用の選択肢の拡大
(施策案の例：企業年金連合会が実施する共同運用事業の発展及び、総合型基金の利用促進による高度化)
- ・加入者のための運用の見える化の充実
(施策案の例：海外の例も参考にしつつ、加入者が他社と比較できるよう、資産運用状況に関する情報開示)

2. 企業年金の改革の方向性（企業型確定拠出年金（DC））

- ・適切な商品選択に向けた制度改善
(施策案の例：運営管理機関・DC 実施企業・加入者本人の各段階における適切な運用の方法の選択を支援するための取組（特に元本確保型商品のみの運用のままとなっている場合など）)
- ・加入者のための運用の見える化の充実
(施策案の例：運営管理機関・DC 実施企業が選定した運用の方法のラインナップも含めた加入者の資産形成促進に向けた開示の促進)

3. 私的年金の更なる普及促進に向けた取組

(施策案の例：関係省庁等と連携しつつ、私的年金の広報 等)

<事務局説明資料 21～23頁>（金融庁 HP 掲載資料3を基に記載）

○アセットオーナーと金融機関の関わり

- ー公的年金や企業年金、学校法人や大学ファンドといった各アセットオーナーは、ゲートキーパーや資産運用会社などの金融機関を通じて様々な資産へ投資している。
- ーアセットオーナーの運用に関わる金融機関において、顧客であるアセットオーナーの最善の利益が確保されるよう、どのような取組みが期待されるか。運用力の向上・運用成果の還元に努めようとするアセットオーナーに対して、どのように貢献していくことが考えられるか（例えば、金融機関が情報提供をはじめとするサポートを行うなど）。

○企業型確定拠出年金（DC）における金融機関の役割

- ー企業の多くは運用管理業務や投資教育を金融機関（運営管理機関）へ委託。加入者の最善の利益を確保する観点から、運用商品の選定・提示等を行うこれら金融機関に対してどのような取組みが期待されるか。

<委員からの意見（一部抜粋）>

【アセットオーナーとしての企業年金に関して】

- ・一律にアセットオーナーを規制するのではなく、現在国会にて審議されている「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」との関係や、アセットオーナーの規模、属性等の個別事情に応じて取り扱う必要がある。緩すぎず、厳格になりすぎず、バランスの取れた制度となれば良い。
- ・企業年金は長期にわたり確実に給付が保証されることが大切。よって、スタートアップ企業等リスクの高い投資先へ誘導することは適切ではない。企業年金改革については社会保障審議会でも議論されているので慎重に議論をしてほしい。
- ・運用成績はリスクに応じた成果を論じるべきであると思っている。必ずしも大きい投資成果が好ましいということではない。各運用主体の運用担当者については、短期的な人事ローテーションの中で決まるのではなく、できるだけ長期に確保する必要がある。
- ・企業年金の運用の見える化の充実に取り組むことは重要であるが、一般的な企業の投資家向け情報開示と違い、企業年金においては従業員が情報開示に接しても投資家のような回避行動を容易にとることはできない。DB法・DC法に定める企業年金の目的の達成のためには支援が必要となるのではないか。現在審議中の「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に規定されている金融経済教育推進機構の役割にも期待したい。

【DCの運用商品の選定・提示について】

- ・DCにおいて、適切な商品選択に向けた制度の改善は重要である。加入者本人が適切に商品選択できる支援の仕組みとして、情報提供の充実が重要と考えている。DCにおける商品選択を経験することは、個人投資家の金融リテラシーの向上に繋がる重要な機会である。運営管理機関となる金融機関の積極的な取組を期待する。
- ・DCの商品の選定提示においては、金融機関の自己都合を優先するものではないことが重要。この点については当局による監督が重要になると考えている。
- ・DC運用商品の選定・提示については多くの機関が関わっている。関わっている機関が金融庁所管であれば金融庁には踏み込んだ適切な対応をお願いしたい。

最後に、座長より、本日の意見等を踏まえ、次回以降取りまとめに向けた議論をお願いすることを考えている、との趣旨の発言がありました。

次回以降の開催日程については、事務局より追って連絡を実施することとされています。

《ご参考・前回》

メルマガ 2023 年 10 月 19 日② 金融審議会「資産運用に関するタスクフォース」(第 2 回) の開催について

https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2023/magazine/n386_nenkin_magazine_20231019_2.pdf

*****メール配信サービス(年金NEWS・メルマガ)*****

運営: 日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202311-170-0327-D